

# 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書 特別徴収

津和野町長様		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒										特徴義務者 指定番号				
			氏名又は名称											連絡先 氏名 及び電話番号	課 係 (氏名)			
令和 年 月 日提出			個人番号 又は法人番号															☎ ( ) -
給与所得者					(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職時までの給与支払額	
宛名番号	フリガナ				円		月分から月分まで		円		年 月 日		1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 その他 ( )		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収		円	
	氏名						円											
個人番号																		
給与の支払を受けなくなった後の住所																	1月から4月までの退職については、一括徴収が義務付けられています。	

1. 転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄に記載してください。

新しい勤務先		
名称	(〒 )	所在地 (☎ )
勤務先へは 月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう <b>連絡済</b> です。		

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を「一括徴収」する場合は、次の欄にも記載してください。  
また、退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人の申出がない場合であっても必ず月割額（未徴収税額）を一括徴収してください。

一括徴収の理由	徴収予定			※津和野町記入欄	電算処理	
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		通知書	
	•	円	円			
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	•	円				
異動者印	★一括徴収した税額は _____ 月分 ( _____ 月 _____ 日納期限分) の納入書で納入します。				転勤先の指定番号	

※記載にあたっては、裏面をご覧ください。

※複写してご利用ください。

# 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書記載注意事項

## 1 給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合には4月15日までに関係市町村長に提出してください。

## 2 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。

## 3 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

## 4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

## 5 未徴収税額の徴収方法

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には「特別徴収の継続」欄に記載してください。

(2) 退職後当該年度の翌年の5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には「一括徴収」欄に記載してください。

**(注：次の①から③までの理由に該当しない場合は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)**

①異動が当該年度の12月31日までで、一括徴収の希望がないとき。

②当該年度の翌年の5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるとき。

③死亡による退職であるとき。

※ 上記以外は、普通徴収となります。

## 6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合にその年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与の合計額を「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額の合計額を記載してください。

## 7 「徴収予定月日」「徴収予定額」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日及び徴収予定額を記載してください。

## 8 ※印の欄には、記載しないでください。